

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		取り組みに対する自己評価 A~D 評価がC又はDの場合は理由を記入		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)				
1 地球温暖化を防止するまち	市民や事業者、市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	1-1 地球温暖化防止対策の推進	(1)市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進	①市民・事業者の環境配慮行動の啓発	市民や事業者の方が取り組むことができる“環境にやさしい行動”をまとめた佐賀市環境行動指針を普及啓発に活用することにより、地球温暖化防止に向けた具体的な行動につなげます。また、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意欲の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	環境部	環境政策課	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。	・佐賀市環境行動指針を活用した出前講座「エコライフのはじめ方」を1回開催し、18名が受講した。(9/19富士公民館) ・環境フェスティバルにおいて、COOLCHOICEの啓発を行った(10/13、14 来場者11,506人)	引き続き、市民からの要請に応じて出前講座を開催する。	市民からの要請に応じて出前講座を行い、気候変動の状況や対策の説明に加え、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。	B	評価の目安 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。 B: 計画どおりに実施できた。 C: 一部計画通りに実施できなかった。 D: 計画の見直しが必要。		
				②環境マネジメントシステム等の普及促進	ISO14001やエコアクション21(EA21)などの事業所向けの環境マネジメントシステム等の導入を支援します。	環境部	環境政策課	・市内事業者のエコアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした「環境経営セミナー」を実施する。	・補助金交付件数1件 ・6/26に佐賀県と共催で「環境経営セミナー」を実施(参加者38名)	市内事業者からエコアクション21の認証取得に関する相談があれば対応していく。	・市内事業者のエコアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。	B			
				③地産地消の推進	本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「ファームマイルージ運動」、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取り組みを支援します。	農林水産部	農業振興課	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。	平成30年度に108.6万枚発行した。	うまさシールの発行枚数を増加させるため、旬の食材を使った料理番組を制作し放送したり、大型商業施設で地産地消フェアを開催するなど、多方面から地産地消の広報に努め、周知を図っていく。	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。	C			
						農林水産部	森林整備課	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により自治公民館1館、小学校5校の建築工事で地元産材を活用した。	今後も継続する。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	A			
				④市役所自身の地球温暖化対策の推進	行動の地球温暖化防止率先	(i)職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。	環境部	環境政策課	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの排出削減に努める。	平成29年度温室効果ガス排出量:69,046t-CO2 2013年度(基準年度)比2.7%減少、前年度比5.2%減少しており、前年度からの減少理由としては、廃棄物焼却量が減少したためと考えられる。 ※係数公表が1年遅れのため、1年遅れの算定。	引き続き、2013年度比13.3%排出量削減への取り組みを検討する。		地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減に努める。	B
						(ii)公共交通機関の環境負荷低減	市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的・継続的に導入するなどの対策を進め、また、デジタルタコグラフ等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。	交通局	交通局	毎年度アイドリングストップバスを3台導入する。バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行。	アイドリングストップバスを3台導入した。 バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行を行った。	引き続き、アイドリングストップバスを3台導入。バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行。		アイドリングストップバスを3台導入する。バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行。	A
						(iii)物品調達におけるグリーン購入の推進	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用します。	総務部	契約監視課	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とする。	単価契約物品中、グリーン購入基準を満たす商品の割合は現在約80%となっている。	今後もグリーン購入を推進し、基準を満たす商品を優先的に採用する。		単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とします。	B
						(iv)物品調達におけるグリーン購入の推進	市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマイカーデー割引の実施、集客力の大きい施設の新設・移転に伴う社会のニーズの変化に合わせたダイヤ設定、ワンコイン・シルバーバス等による利用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進します。	企画調整部	企画政策課	毎週水曜日に実施するnimocaポイント10倍デーやワンコイン・シルバーバスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。	祐徳バスのnimoca導入にあわせ、市報などを通じて広く市民に交通系ICカードとバスの利用を呼びかけた。	ワンコイン・シルバーバスをnimocaで使えるようにすることで、バスの利便性をより高める予定。		毎週水曜日に実施するnimocaポイント10倍デーやワンコイン・シルバーバスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。	A
				②自転車利用の促進	本市は、特に南部において、平坦でまとまりある市街地という地理的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車のまちにふさわしい佐賀市」をめざして、駐輪施設の整備や自転車利用空間の整備など、より快適で安全に通行できるような環境整備を行います。	建設部	道路整備課	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行った。(市道大財北島線 外)	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。	B				
						建設部	道路管理課	駐輪施設の整備を行う。	526台のリサイクルラックの入替えを実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	駐輪施設の整備を行う。	B			
						環境部	環境政策課	出前講座「エコライフのはじめかた」において、今日からでも始められる取組としてエコドライブを紹介し普及を図る。	出前講座においてエコドライブに関する説明を行った。また、次世代自動車(電気自動車・燃料電池自動車)を公用車として3台導入している。	引き続き、出前講座等で説明を行っていく。	職員出前講座において、今日からでも始められる取組としてエコドライブを紹介し普及を図る。公用車に次世代自動車を活用し普及啓発するとともに、イベント等で展示・広報する。	B			
						建設部	道路整備課	生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行った。(市内一円)	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。		B	
				③低炭素・先進技術の導入	①二酸化炭素の分離・回収技術の導入	環境部	循環型社会推進課	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者等に説明し、利活用を推進する。	H30年度の視察件数は102件(1,201人)、出前講座は8件を対象に実施した。また市報等掲載12回、イベントでの啓発6回、ラッピングバスの活用など、市民等への広報や説明を行ったり、企業誘致を行い利活用を推進した。	引き続き、市民等への周知や利活用を推進する。	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者等に説明し、利活用を推進する。	A			
						上下水道局	下水エネルギー推進室	低コスト培養の実現を目指し、脱水分離液を用いた多種藻類(ユウグレナ以外)の培養検討を行う。	培養液の調整により阻害要因が除去されることが成果として得られた。	引き続き、下水由来の資源を活用した取組みを推進する。	低コスト培養の実現を目指し、脱水分離液を用いた多種藻類(ユウグレナ以外)の培養検討を行う。	A			
						環境部	環境政策課	三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。	環境学習の場として活用する際に、水力発電のしくみなど再生可能エネルギーに関する説明を行い、啓発を行った。 ・6/23環境フォーラム体験講座 ・11/25再エネ学習会 等	引き続き、施設の積極的な活用を広報し、再生可能エネルギーに関する学習の機会を提供する。	小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。また、東よか拠点施設に地中熱利用空調システムの導入を検討する。	B			
				1-2 再生可能エネルギーの普及促進	(1)地域への再生可能エネルギーの普及促進	①再生可能エネルギーの普及促進	自然エネルギーやバイオマスなど、地域に眠る未利用の再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討します。	環境部	循環型社会推進課	灰溶融炉の休止に伴って生じた余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、ポスター・ステッカー及び見える化システム等による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	平成30年度では新たに三瀬中学校、北山東部小学校、松梅公民館が追加され、供給先公共施設数は、113箇所となった。平成30年度に兵庫小学校の4年生を対象とした出前授業を実施した。	余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、見える化システム及び環境学習用教材を用いた出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。		灰溶融炉の休止に伴って生じた余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、見える化システム及び環境学習用教材を用いた出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	B
							農林水産部	森林整備課	木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。	県内6森林組合により構成された「さが木質バイオマス利用推進協議会」に4回、同作業部会に8回参加し、検討を重ねた。	今後も継続する。	木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。		A	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度						
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	取り組みに対する自己評価 A～D 評価がC又はDの場合は理由を記入					
				②市役所自身の再生可能エネルギーの活用	回収した廃食用油から精製したバイオディーゼルの活用等を今後も継続して実施するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。 また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場内の再生プラントで100%バイオディーゼルの燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等に使用するとともに、新車両に対応した次世代型バイオディーゼルの燃料の精製技術導入に向けた準備を進める。	・100%バイオディーゼルの燃料を精製し、市営バス3台、ごみ収集車等3台、重機1台、その他車両3台の計10台に使用した。 ・新車両に対応した次世代型バイオディーゼルの燃料の精製技術導入に向けた準備を進めている。	・100%バイオディーゼルの燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等への使用を模索しながら、新車両に対応した次世代型バイオディーゼルの燃料の精製装置への更新に向けた準備を進める。	・清掃工場内の再生プラントで100%バイオディーゼルの燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等への使用を模索しながら、新車両に対応した次世代型バイオディーゼルの燃料の精製装置への更新に向けた準備を進める。	B					
							企画調整部	バイオマス産業推進課									
							上下水道局	下水エネルギー推進室	下水浄化センター発電自給量について、36年度を目標年度とし、4,993千kWh/年まで増加させる。	安定した施設運用のため他のバイオマス市場調査についてバイオマス産業都市推進課に要請し対応する。	民間活力導入可能性調査によって、域内のバイオマス活用を求める市場調査を実施した。提案された企業は1社のみであった。 今後は、衛生センター及び提案企業のバイオマスを優先的に受入れ、浄化センターの効率的な運転がある程度確保できるところまでスキームを確立したい。	下水浄化センター発電自給量について、令和6年度を目標年度とし、4,993千kWh/年まで増加させる。	A				
				③廃食用油の新たな利用方法等の検討	回収した廃食用油の新たな利用方法として、新車両への利用に向け、民間業者とのタイアップによる燃料の高品質化や、発電機など車両以外への使用について調査研究を行います。	環境部	循環型社会推進課	軽油と同等質の次世代型バイオディーゼルの燃料の精製の実用化に向け、触媒の工夫や実証機の改良、実走テスト等の研究開発を進める。	高品質バイオディーゼルの精製装置の安定性、精製燃料の安全性を確認し、実用化に向けた検証を行った。 11月、1月：精製装置調査、燃料分析 12月、2月：実走テスト	・軽油と同等質の次世代型バイオディーゼルの燃料の精製の実用化に向け、佐賀市への装置移設整備、試運転等を進める。 ・次世代型バイオディーゼルの燃料の精製技術を活用してバイオジェット燃料を精製する事業の支援を行う。	・軽油と同等質の次世代型バイオディーゼルの燃料の精製の実用化に向け、佐賀市への装置移設整備、試運転等を進める。 ・次世代型バイオディーゼルの燃料の精製技術を活用してバイオジェット燃料を精製する事業の支援を行う。	B					
2資源を活かす循環のまち	市民や事業者は、リデュースや廃棄物の適切な分別等に取り組み、廃棄物の発生を抑制している。	2-1 3Rの推進啓発	(1)家庭系ごみのリデュースとリユース・リサイクル	①家庭系ごみのリデュースの推進	市内の店舗等によるレジ袋の利用抑制活動を支援する買物袋(マイバッグ)持参運動やごみを出す際の指定袋の有料化、エコ料理の普及啓発等により、ごみを出さない生活を促す市民意識の醸成に努めます。 また、ペットボトルやビン、缶といった飲料用容器包装の発生抑制のため、イベント等において、マイボトル持参の普及啓発を行います。	環境部	循環型社会推進課	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参呼びかけのキャンペーンを実施する。	・家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」のリーフレットを作成し、エコプラザ利用者を始め、出前講座やイベント参加者等に配布し、啓発を行った。 ・市内のスーパー2店舗において、マイバッグキャンペーンを実施し、マイバッグ持参呼びかけを行った。	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参呼びかけのキャンペーンを実施する。 ・市内のスーパーにおいて、マイバッグ持参・ノーレジ袋実施率調査を実施する。	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参呼びかけのキャンペーンを実施する。 ・市内のスーパーにおいて、マイバッグ持参・ノーレジ袋実施率調査を実施する。	B					
							環境部	循環型社会推進課	エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催した。 講座開催数:81回 イベント開催数:29回	・引き続き、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	A				
							環境部	循環型社会推進課	地域による資源物回収運動の支援や紙ごみのごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用しての分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。また、家庭や地域ぐるみでの生ごみ堆肥化の普及を促進します。	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付した。交付団体:215団体 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数:65回 サポート実施件数:246件 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行った。補助件数:122件	・引き続き、資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・引き続き、生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。 ・引き続き、家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。	B			
							環境部	循環型社会推進課	飲食店での食べ残しを減らすため、3010運動(宴会の最初の30分と終わりの10分は席で食事をしよう呼びかけ)などを推進します。 また、事業者一般廃棄物を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化・リサイクルを計画的に進めることを求めています。	・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業者食費ロス削減の機運を高める。 ・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて関取りや訪問を行う。	・エコプラザの会議室利用者に、3010運動や食品ロスゼロ推進店について周知した。 ・全国おいしい食べきり運動ネットワークへ参加し、他市の事例等について随時情報収集を行った。 ・3010運動及び食品ロスゼロ推進店について、市報又は月間情報誌に特集記事を掲載した。 ・全庁メールで、市職員に3010運動の実践と食品ロスゼロ推進店の利用を呼びかけた。 ・多量排出事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物減量計画書を提出させた。多量排出事業者:75社	・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業者食費ロス削減の機運を高める。 ・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて関取りや訪問を行う。	・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業者食費ロス削減の機運を高める。 ・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業者一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて関取りや訪問を行う。	B			
							環境部	循環型社会推進課	資源となる紙ごみについては清掃工場での焼却を行わないこととし、燃えるごみとの分別を徹底していくほか、市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供等の実施を検討します。	・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・市内での食品リサイクル業創業に向け、堆肥製造の実証実験を行い、成分分析や出口戦略等の支援を行う。	・紙ごみの分別、古紙回収業者の利用等を直接搬入の業者等へ周知を行った。 ・市内での食品リサイクル業創業に向け、公募により選定された事業者による堆肥製造の実証実験及び成分分析等の支援を行った。	・今後も継続的に資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	A			
							環境部	循環型社会推進課	①ごみの排出等に関する市民の意識啓発	家庭ごみの収集や排出抑制などの情報ツールとして、『ごみカレンダー・分別表』等を作成・配布し、ごみの分別の必要性や方法を分かりやすく周知するとともに、広報誌やホームページ等を利用して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。	・市報は毎月、ホームページは随時更新して、3Rに関する情報を提供した。 ・持ち込まれた家庭ごみのその後について、ぶんぶんテレビにて広報した。 ・AIによる自動回答「チャットボット」を4課合同で開始した(1/28～)。 ・「家庭版3010運動」、「チャットボット」について、さがテレビにて広報した(12月・2月) ・3R推進月間として、「家庭からの燃えるごみの減量」、「エコプラザの利用」について月刊情報誌「MOTEMOTEさが」に特集記事を掲載した(10月号)。 ・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行った。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布した。 ・「ごみカレンダー・分別アプリ」を随時提供した。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施した。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施した。 参加校:私立高校4校(645人)	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド」の広報に努め、配布する。また、ガイドブックを活用した出前講座を行う。 ・今後も市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド」の広報に努め、配布する。また、ガイドブックを活用した出前講座を行う。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド」の広報に努め、配布する。また、ガイドブックを活用した出前講座を行う。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。	A		
							環境部	循環型社会推進課	②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	事業者ごみ分別の手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量化方法や適正な分別等の啓発を行います。 また、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を佐賀市3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報します。	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けのごみ減量セミナーを開催する。 ・生ごみを多量に排出する事業者へ、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を行う。 ・多量排出事業者を訪問し、実態把握とごみ減量に向けた提案を行う。 事業所訪問数目標:15事業所 ・引き続き、実態把握として、プラットホームでの搬入検査を行った。違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導を行う。	・市内の事業所を対象として、古紙のリサイクルをテーマとした「ごみ減量セミナー」を開催した(2月)。 ・実態把握として、プラットホームでの搬入検査を行った。違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導を行った。 ・事業所訪問数:23事業所	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けのごみ減量セミナーを開催する。 ・生ごみを多量に排出する事業者へ、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を随時行う。 ・プラットホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導等を行う。	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けのごみ減量セミナーを開催する。 ・生ごみを多量に排出する事業者へ、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を随時行う。 ・プラットホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導等を行う。	A		

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	取り組みに対する自己評価 A～D 評価がC又はDの場合は理由を記入	
				③ごみ減量に関する学習の場の整備	清掃工場内でのごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座・イベントの開催等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。	環境部	循環型社会推進課	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。 ・環境ビジネスの創出・販路開拓・異業種との連携等を目的とした環境ビジネスマッチングイベントを実施する。	・市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。 見学者数：7,905名 ・環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催した。 参加者数：5,801名(81講座、32イベント)	・引き続き、各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。	A	
				④市役所自身のごみ減量行動の推進	(i)公共工事建設副産物のリユース・リサイクル 「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。 (ii)浄水処理・下水処理汚泥の有効活用 浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再使用や肥料化等に努めます。 (iii)ペーパーレス化の推進 文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等へのICT活用などを推進し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。	建設部	建築指導課	公共工事担当課への制度周知を行う。	年2回(4/18、10/1)全庁各課に周知・啓発のメールを送信した。	今後も同様年2回、周知・啓発を行う。	公共工事担当課への制度周知を行う。	B	
						上下水道局	浄水課	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、平成36年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	浄水汚泥の再利用率：H30年間実績94.9%	目標値を目指し、汚泥の再利用率の向上に努めている。	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	A	
						上下水道局	下水道施設課		H30年度下水汚泥 肥料化率92.6% 汚泥発生量 10,598t(うち肥料化9,818t)	汚泥発生量は処理水量及び水質負荷に比例するため、肥料化率は地区別汚水処理人口に左右される。	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	A	
						総務部	総務法制課 財政課 契約監理課	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。	文書管理システムの活用を継続している。 財務会計システムの活用を継続している。 電子入札システムの活用を継続している。	文書管理システムを継続して活用する。 財務会計システムを継続して活用する。 電子入札システムを継続して活用する。	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。	B B B	
						企画調整部	情報課	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	庁議・経営戦略会議・指名等審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されており、タブレットの利用が浸透してきている。	環境マネジメントシステム内部監査時におけるペーパーレス利用等、タブレット端末の貸出要望は多い状況となっている。引き続きタブレット端末の貸し出しを推進していく。	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	A	
	2-2 ごみの適正処理	(1)効率的な処理施設の運用		①可燃ごみ搬入時の検査及び指導	清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラトホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を監視する。違反を発見した際には、口頭による指導のほか、適正化指導書を発行し、厳しく対応する。	平成30年度の検査結果は以下のとおり。 検査：5,295回 口頭注意を含む違反：176回 この他にも排出のマナーの悪い事業者に対して直接指導を行なった。	今後も検査を続け、必要に応じて収集運搬業者及び排出事業者に対して指導を行なっていく。	清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラトホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を監視する。違反を発見した際には、口頭による指導のほか、前注意書を発行、改善しなければ、適正化指導書を発行し、厳しく対応する。	B	
				②処理施設の適正な維持管理	ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。	環境部	循環型社会推進課	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	排ガス中の有害物質は工場内の分析計による自主測定で常時測定するとともに、第三者機関による定期的な測定を実施した。また、ごみビートの空気及び溜まった水を焼却炉でのごみ燃焼に利用することで悪臭が場外に漏洩しないよう努めた。	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	B	
				③最終処分場の維持管理と改修整備	埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	循環型社会推進課	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	下記の設備更新・改修を実施した。 水処理施設の調整槽ブロブ及び給水ポンプの部品交換、高圧引込ケーブルの老朽化に伴う更新 第三工区の浸出水移送ポンプの更新	引き続き、各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	B	
		(2)収集体制の適正化		①ごみステーションの適正管理	地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。	環境部	環境保全課	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	・巡回パトロールを毎日行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては指導を行った。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行った。(カラスネット70枚、BOX型26か所)	・引き続き、巡回パトロールを行い、違反ごみに対する注意、指導を行っていく。 ・引き続き、カラスネット等の購入補助を行っていく。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	A	
				②ごみの収集運搬	地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。	環境部	循環型社会推進課	・直営によって、佐賀地区及び久保田町の一部の燃えるごみ、紙・布類、ペットボトルを適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	・地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し、運搬した。 ・委託業者が収集運搬を適正に行っているかを毎月報告書提出させ、確認している。また、分別・収集について問題等が発生した場合、状況を確認し、市民若しくは委託業者に指導を行った。(口頭176件、文書86件、適正化指導3件)	・直営については、引き続きごみを適正に収集し、運搬する。 ・委託については、今後も適正に業務を行なわれているか確認し、指導を行っていく。	・直営によって、佐賀地区及び久保田町の一部の燃えるごみ、紙・布類、ペットボトルを適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	A	
				③資源物持ち去り行為防止対策	ごみ集積所に出された再生可能な資源物は市が適切にリサイクルしており、第三者が資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。	環境部	循環型社会推進課	市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対しては警告書を交付し対応を行う。	・市民からの情報提供をもとに地区を選別し、パトロールを実施した。 ・警察へ持ち去り者の情報を提供し、協力を依頼している。 ・パトロール実施日及びごみカレンダー地区は以下のとおり。 ・8/2(月) 八戸溝地区・8/20(月)F地区 ・8/21(火)A地区・8/23(木)K地区 ・9/3(月) 多布施地区 ・1/24(木) 神園地区 ・9/12、収集・運搬禁止命令書を複数回交付している持ち去り常習者を、佐賀南警察署へ告発した(3回目：すべて同一人物)	今後も市民からの通報をもとにパトロールを実施していく予定である。	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対しては警告書を交付し対応を行う。 ・市民からの申し出に応じ、市内のごみステーションに防犯カメラを設置し、資源物持ち去りの抑止、及び持ち去り者を特定を行う。	A	
						環境部	環境保全課	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	循環型社会推進課と連携し、早朝パトロールを実施した。(8/20・21・23、9/3、1/24)	今後も循環型社会推進課と連携し、パトロールを行う。	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	A	
				④ごみ分別方法の統一化等の見直し	一部事務組合で処理している諸富町、三瀬地区については、他地区とはごみの分別区分や処理方法、処理体制等が異なっているため、市民への効果的な啓発や効率的なごみ収集に向けて、分別方法や収集体制等の見直しを検討します。	環境部	循環型社会推進課	諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目標に統一する方向で準備を進める。	・諸富町、三瀬地区の分別方法については、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目標に統一する方向で協議した。	・諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目標に統一する方向で準備を進める。	・諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目標に統一する方向で準備を進める。	B	
		(3)民間施設の活用		①民間のごみ処理施設の推進	草類や剪定枝は、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。また、現在は焼却処理している生ごみや紙おむつのリサイクル、焼却灰の溶融処理以外のリサイクルなど、新たなリサイクル手法の導入に向けた調査研究を行います。	環境部	循環型社会推進課	・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当部署へ依頼した。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当部署へ依頼した。 ・生ごみを多量に排出する事業者には、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を行った。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。	引き続き、 ・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・引き続き、佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	A	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		取り組みに対する自己評価	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)		A~D	評価がC又はDの場合は理由を記入
3 水とみどり が あ ふ れ る ま ち	地域の自然・生物多様性を保全し、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりが行われている。	3-1 清らかな水辺の確保	(1)水辺空間の整備	①親水空間の創出	市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。	建設部	河川砂防課	既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。	既存の水辺空間について植栽管理やガス燈修繕を実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。	B		
						建設部	北部建設事務所							
						建設部	南部建設事務所							
				②多自然型護岸の整備	河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、間伐材を活用した捨石構工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。	農林水産部	農村環境課	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	今年度2か所実施している。	今後も継続する。	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	B		
						建設部	河川砂防課	可能な限り、多自然川づくりに取り組む。	地蔵川において環境配慮型ブロックによる護岸築造を行い、魚巢や植生が形成できるようにした。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	可能な限り、多自然川づくりに取り組む。	B		
						建設部	北部建設事務所							
			建設部	南部建設事務所										
			(2)河川等の機能保全	①河川、水路等の機能の保全	河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫(水底に堆積した土砂をさう作業)や護岸整備を随時実施し、同時に美しい水辺環境を整備します。	農林水産部	農村環境課	予算の範囲で行う。	今年度は地元が行う浚渫は約40件実施している。	今後も継続して地元の浚渫に対して補助金を出して支援していく。	予算の範囲で行う。	B		
						建設部	河川砂防課	浚渫や護岸整備を随時行う。	市民清掃で困難な箇所は、伐採及び除草を実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	浚渫や護岸整備を随時行う。	B		
						建設部	北部建設事務所							
				建設部	南部建設事務所									
				②地域が一体となった農村環境整備	地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農業の生産性の低下を防ぐとともに農村の自然環境や景観を守ります。	農林水産部	農村環境課	地域の保全活動を支援する。	今年度は約70の多面的機能支援事業に取り組みが行われた。	今後も継続する。	地域の保全活動を支援する。	B		
		農林水産部				農村環境課	早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	今年度は嘉瀬・本庄地区で8件約1900万円の水草除去を行った。	今後も継続する。	早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	B			
		建設部	河川砂防課			嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	嘉瀬、鍋島地区においてナガエツルノゲイトウの除去を行った。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	B				
		③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全	水路の貯留量の減少や樋門・樋管操作への障害をもたらす特定外来生物の水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去することで、水路の機能保全や他地域への拡大防止に努めます。	建設部	南部建設事務所	久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	久保田、川副、諸富地区においてブラジルチドメグサの除去を行った。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	B				
				環境部	環境政策課	特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。平成31年度以降の方策について、関係部署と協議を進める。	施設管理者と定期的な連絡会議を開催し、発生状況や効果的な防除方法について情報を共有した。発生しやすくなる水路等受益者(市民)に対して、地域へのチラシ配布などにより注意喚起と情報提供を呼びかけた。	水路等施設管理者による除去・拡大防止に努めているが、防除時一部根や茎が残り翌年も発生する箇所も多く、現状維持で根絶までに至っていない。今後とも市民や関係部署と連携して拡大防止に努めるとともに、効果的、効果的な防除体系の確立に向けて取り組む。	特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。	A				
				建設部	河川砂防課	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の浚渫や雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。	河川清掃等に必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。	必要な用具の貸出しやごみの回収を行った。 ・用具等の貸出し 春の河川清掃約500件、秋の河川清掃約600件 ・延べ参加人数(自治会、事業所等) 春44,919人、秋44,097人	今後も取り組み計画どおり進めていく。	必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。	B			
				建設部	北部建設事務所									
		3-2 豊かなみどりの確保	(1)森林の整備と保全	①市有林・公団分収林の育成	水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。	農林水産部	森林整備課	造林事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。	市有林の下刈21.48ha、間伐40.00haを実施した。	今後も継続する。	造林事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。	A		
						農林水産部	森林整備課	支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。	会合を4回開催し、計画作成者それぞれに事業の進捗確認を行った。	今後も継続する。	支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。	B		
						農林水産部	森林整備課	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により自治公民館1館、小学校5校の建築工事で地元産材を活用した。	今後も継続する。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	A		
				建設部	建築住宅課	建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。	建築物内外装の木材において地場産木材採用率を目標値以上の35%以上行った。	今後も継続する。	建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。	A				
				農林水産部	森林整備課	市民が木と触れ合える「ふじ森林文化フェスタ」の開催や、実際に山へ入り植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。	外郭団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親森交流隊等)と協力し啓発に努める。	「ふじ森林文化フェスタ」に430名、春と秋の「森林浴体感ツアー及びモニターツアー」に137名、「林業就業体験」に21人が参加した。	今後も継続する。	外郭団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親森交流隊等)と協力し啓発に努める。	A			
				建設部	緑化推進課	植樹・育樹活動を行っている13団体へ緑の募金による助成を行った。	次年度以降も緑の募金事業として支援を行う予定。		A					
⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入	市役所で使用するコピー用紙等について、間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部署で継続して導入するとともに、他の地方公共団体や民間事業者への導入拡大を図ります。		総務部	契約監理課	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の単価契約を採用し全部署で導入できるようにしている。	今後も間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	B					
			(2)農用地の確保	①農用地の保全	就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。	農林水産部	農業振興課	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	平成30年度に5件のマッチングを行った。	今後も市報やチラシの配布等で、農地の出し手・受け手を募集して、農地のマッチングを行う。	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	B		
						農林水産部	農業振興課	有機農業研修・体験学校を年間40回開催する。	平成30年度に39回実施した。	今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農業や化学肥料を使わない、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業へ理解を図っていく。	有機農業研修・体験学校を年間40回開催する。	C	荒天により中止の回があった。	
③緑地の創造と保全	①市民・事業者の緑化活動の支援		地域で緑化活動を行う自治会やボランティア団体、自らの敷地内の緑化を行う市民・事業者への支援を推進します。	建設部	緑化推進課	地域の緑化活動支援を330件行う。	地域の環境緑化活動支援を306件行った。	活動を休止する団体があり、件数は減少したが、新規で活動を開始する団体もあるため、支援件数は横ばいになると予想される。今後も引き続き支援を行う。	地域の緑化活動支援を330件行う。	B				
				建設部	緑化推進課	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を16箇所行った。	交換する電灯具がある場合には、LED化を積極的に進行。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	A				

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度				
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組みに対する自己評価				
											A~D	評価がC又はDの場合は理由を記入			
				③公共地(公共施設、街路等)の緑化の推進	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設等の緑化基準及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。	建設部	緑化推進課	公共施設への花苗配布を455件行った。	花苗配布については、今後も計画的に行う。	佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。	A				
								建設部	道路整備課		街路樹を選定した。(市道大財北島線)	取り組み計画通りに進めていく。	B		
				④グリーンツーリズムの推進	地域住民による地域の特性を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの情報を積極的に発信するなど、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を深めます。	農林水産部	農業振興課	市主催の食と農体験交流ツアー(さのよかとこアグリツーリズム)及び農山漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業(さがアグリツーリズム支援事業)への参加者を昨年度より増加させる。(H29実績 263名)	・食と農体験交流ツアー参加者204名 ・農山漁村交流支援事業参加者1800名	今後とも、特色ある地域資源を活かした交流事業を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムに関する情報を発信し、都市との地域間交流により、農山漁村の活性化を図る。	市主催の食と農体験交流ツアー(さのよかとこアグリツーリズム)及び農山漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業(さがアグリツーリズム支援事業)への参加者を昨年度より増加させる。(H30実績 2004名)	A			
								3-3 生物多様性の保全	(1)希少種等の保全	環境部	環境政策課	①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	佐賀市自然環境懇話会を開催する(2回程度)工事の前後に環境調査を行う	佐賀市自然環境懇話会を開催した(9/3、12/25)検討した件数:23件環境調査を行った(40件)	引き続き、環境調査依頼は随時受け付ける。
				②生態系が豊かな自然環境の保全	白石原湿原の自然環境を適切に維持管理する。	白石原湿原の自然環境を適切に維持管理する。	引き続き、維持管理を行う。					白石原湿原の自然環境を適切に維持管理する。ホームページで情報を発信する。	A		
				③外来生物への対策	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。	市ホームページや関係機関にチラシを設置したり、エコプラザにパネルを展示するなど、周知を行った。	引き続き、広報を行う。					外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。	A		
				(2)自然観光資源の保全と活用	①北部山麓一帯の活用推進	建設部	緑化推進課	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	金立山シャワーロードの維持管理を行った。支障木伐採:8箇所除草:2回低木剪定:2回	緑のシャワーロード内のパトロールを含め、引き続き維持管理を行う。	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	A			
								経済部	観光振興課	北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行う。	・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。 ・古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダムの駅・北山・山中キャンプ場などもPRした。 ・富士しゃくなげ湖でのボート宿誘致を支援した。	・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。 ・イベント等を通して古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダムの駅・北山・山中キャンプ場などもPRする。	・北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどのPRを行う。 ・自然環境を活かした体験型イベントなどを開催する。	B	
								教育部	文化振興課	国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	7月に国指定天然記念物「エヒメアヤメ」自生地の除草を実施。	今後も計画的に実施する。	国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	B	
				(3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース	①干潟の保全	環境部	環境政策課	有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保泉町帯隈山に自生する国指定天然記念物「エヒメアヤメ」など、地元住民が愛し、自然観光資源として保存・活用を図っている希少生物について、住民が行う生息環境の保存活動を支援します。	シチメンソウまつりの開催や、シチメンソウを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。	・観光資源であるシチメンソウの育成の妨げとなっている葦等の伐採やゴミの除去・回収等をボランティア、業者及び市職員で対応した。 ・シチメンソウの種取り、種蒔きをシチメンソウを育てる会を中心に行った。	・シチメンソウの立ち枯れ状況を鑑み、ヤード外からも種取りを実施。種蒔きを行い種の保存に努めた。 ・今後も同様の事業を継続していく。	シチメンソウまつりの開催や、シチメンソウを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。	A		
								農林水産部	農村環境課	良好な管理を行う。	6~8月に1回、10~12月に1回の計2回の除草、伐採を地元自治会が行った。	今後も継続する。	良好な管理を行う。	B	
								環境部	環境政策課	「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿った取り組みを、協議会環境保全検討部会を中心に推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シチメンソウ保全活動 ・各種環境調査 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸漂着物対策 ・潟泥堆積に関する検討体制の構築 など	○海岸清掃 ・企業やボランティアにより継続的に実施された。 ・職員による定期的な清掃活動も実施 ○シチメンソウ保全活動 ・立ち枯れの原因究明及び今後の対策について東与賀支所を中心に研究者や識者との意見交換会が行われ、今後の対策について協議した。 ○海岸漂着物対策 ・大雨による漂着物は県により回収・処分された。 ○東よか干潟底生生物調査 ・市民調査を5、9月に行った。 ・条約登録区域周辺の調査を佐賀大学に委託した。	○東よか干潟の保全に関しては、平成30年3月に策定した「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿った取り組みを、協議会環境保全検討部会を中心に推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シチメンソウ保全活動 ・各種環境調査 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸漂着物対策 ・潟泥堆積に関する検討体制の構築 など	B		
				環境部	環境政策課	干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、多くの人が干潟について学習する機会を提供するため、ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討します。	東よか干潟ラムサールクラブに関しては、30年度も引き続き市内の小学4年生から中学3年生までを対象に実施する。なお、活動メニューの検討やクラブを卒業した人材の活用などについて、指導者等と協議を行う必要がある。 ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 拠点施設の整備に関しては、30年度は建築実施設計及び展示設計、敷地の造成工事を予定しており、完成を見据えた交流学习等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リピーターの確保対策 など	○東よか干潟ラムサールクラブ ・8回開催(1回中止)。また、荒尾市で開催されたKODOMOラムサールに参加した。 ・野鳥観察会、干潟の生き物調査、他の湿地との交流を通じて、東よか干潟の価値や魅力を体感し自然環境の保全の重要性を理解することができた。 ○東よか干潟ボランティアガイド ・全26名でガイドを実施 ・年間4,482人の来訪者を案内した。 ・視察研修や現地研修を行い、ガイドスキル向上を図った。 ○小中学校の干潟学習の支援 ・小学校4校に対しバス借上料金の一部を支援した。(9台分) ・402名の来訪があり、必要に応じボランティアガイドを配置し案内・説明を行うなど、学習の質の向上につなげた。 ○東よか干潟拠点施設の整備 ・建築実施設計を実施 ・展示実施設計を実施 ・地中熱利用空調システムの導入に係る現地熱応答試験を実施 ・その他関係者と施設整備について説明・協議を行った。	○東よか干潟ラムサールクラブ ・今後も子ども達の学習機会の確保と未来のリーダーを育成するための取り組みを継続する。 ○東よか干潟ボランティアガイド ・今後も引き続きガイドスキル向上を図り、おもてなしの精神をもって、来訪者に喜ばれるガイド体制を構築する。 ○小中学校の干潟学習の支援 ・今後も引き続き、小中学校の干潟学習の機会の提供・支援を行い、ふるさとの財産としての誇りや、自然環境のすばらしさや重要性などについて、理解を深める取り組みや工夫を行いたい。 ○東よか干潟拠点施設の整備 ・建築実施設計について、地中熱利用空調システムの導入検討に時間を要し、平成31年4月末まで契約期間を延長した。ただし、整備スケジュールには影響はない。	東よか干潟ラムサールクラブに関しては、平成31年度も引き続き市内の小学4年生から中学3年生までを対象に実施する。なお、活動メニューの検討やクラブを卒業した人材の活用などについて、指導者等と協議を行う必要がある。 ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 拠点施設に関しては、完成を見据えた交流学习等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リピーターの確保対策 など	A				

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	取り組みに対する自己評価 A～D 評価がC又はDの 場合は理由を記入	
				③干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力在市内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていきます。	経済部	観光振興課	観光パンフレット・ホームページ等でPRする。市南部地域を巡る周遊バスや、佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。	観光パンフレット等でのPRを行った。 南部地域を巡る周遊バスを土日・祝日に運行した。 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ期間中の土日・祝日には、バルーン会場からのシャトルバスを運行した。	観光パンフレット等でのPRを行う。 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ期間中の土日・祝日には、バルーン会場からのシャトルバスを運行する。	観光パンフレット・ホームページ等でPRする。 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。	B	
				③干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力在市内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていきます。	環境部	環境政策課	現地案内機能(ボランティアガイドやガイダンスルーム機能)の充実を図り、東よか干潟環境保全及びワイズユース計画に沿った取り組みを関係団体と連携し推進していく必要がある。 また、拠点施設の完成を見据えた干潟の利活用についても協議会ワイズユース検討部会を中心に協議を進める。 ・漁業・バードウォッチング利用の促進 ・市内観光地との連携 ・干潟の魅力の発掘・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など	○観光バスの運行 バス利用者に対し、現地ボランティアがおもてなしの精神を持ってガイドしたことは多方面から評価を得ている。 ○ガイダンスルームによる情報提供 東よか干潟の魅力や価値を発信し、特に設置している干潟の生き物の塗り絵は好評であった。 ○干潟の恵みのブランド化 シギの恩返し米プロジェクトによるブランド米については、シギの恩返し米プロジェクト推進協議会により普及啓発がなされ、認知度が高まった。これにより東よか干潟をさらに知ってもらう機会となっている。	○観光バスの運行 好評であったが、利用者の伸び悩みにより3月末日をもって運行が終了した。 ・今後拠点施設が開館を控えているため、現地までの足の確保が今後の課題である。 ○ガイダンスルームによる情報発信 東よか干潟の価値や魅力について情報発信を行った。また、利用者のオーダーに基づき現地の案内を行うなど、東よか干潟の普及啓発にも貢献している。 ○干潟の恵みのブランド化 シギの恩返し米プロジェクトは更なる認知度向上のため継続した取り組みが必要である。	現地案内機能(ボランティアガイドやガイダンスルーム機能)の充実を図り、東よか干潟環境保全及びワイズユース計画に沿った取り組みを関係団体と連携し推進していく必要がある。 また、拠点施設の完成を見据えた干潟の利活用についても協議会ワイズユース検討部会を中心に協議を進める。 ・漁業・バードウォッチング利用の促進 ・市内観光地との連携 ・干潟の魅力の発掘・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など	A	
		3-4 自然環境と調和した都市づくり	(1)みどりや水と共存する都市景観の形成	①都市の風致の維持・保全	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な風致地区については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めています。	建設部	都市デザイン課	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	申請許可1件	今後も適切な規制誘導を行う。	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	B	
				②住民主体の環境保全等のルールづくり	住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。	建設部	都市政策課	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	協定や地区計画等のルールづくりについて、市民からの要望等なく、実績なし。	今後も必要に応じて、ルールづくりを支援する。	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	B	
				③良好な景観の形成	景観形成地区の指定や建築行為等の際の届出制度、景観賞の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、屋外広告物等の適正化を図ることにより、本市ならではの特色がある景観の形成をめざします。	建設部	都市デザイン課	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、景観賞の募集・表彰、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行う。	景観届出誘導99件 景観賞223件 屋外広告物許可779件	今後も適切な誘導を行う。	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、景観賞の募集・表彰、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行う。	B	
			(2)歴史や文化に根ざした環境の保全	①歴史あるみどり空間の保全	天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。	建設部	緑化推進課	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	保存樹新規登録本数:2本 樹勢回復治療本数:5本	今後も引き続き、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	A	
				②景観重要建造物等の保存	歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。	建設部	都市デザイン課	景観重要建造物等の補修等に対し、11件の助成を行う。	助成件数6件	今後も所有者と協議しながら適切な保全を行う。	景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。	C	所有者の都合により計画通りに補修が実施されなかったため、連携を図るよう努める。
4 安全で快適な生活環境のまち	市民一人ひとりが、生活環境の向上に取り組み、安全で快適な生活を営んでいる。	4-1 身近な生活環境の改善	(1)生活に密着した環境問題の改善	①ペットの適正飼育の促進	ペットの飼育主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民とのトラブルの回避や咬傷事故の防止等とともに、狂犬病予防集団注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等の対策を行います。	環境部	環境政策課	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ方教室の開催 ・動物との共生イベントの開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	・狂犬病予防集合注射を4月に実施(37会場、2,294頭) ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ方教室を開催(9月～11月計10回) ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(4月～オス19匹メス128匹、助成額273万5千円) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(オス27匹メス73匹、助成額34万6千円) ・公園を棲み処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(オス18匹メス28匹、助成額529,416円)	今後も狂犬病予防集合注射、犬猫の適正使用の啓発、犬のしつけ方教室の開催、猫の不妊去勢手術費用の助成を行う。	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ方教室の開催 ・動物との共生イベントの開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	A	
				②衛生害虫駆除の推進	水路に生息するアカイエカの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行い、住み良い生活環境を実現します。	環境部	環境政策課	・委託によるアカイエカの防除。 ・ヤブ蚊対策の啓発。 ・衛生害虫等に関する相談対応。	・委託によるアカイエカの防除。(幼虫発生河川数(単)が312、さなぎ発生河川数(単)が137。) ・ヤブ蚊対策の啓発。(出前講座2回。) ・衛生害虫等に関する相談対応。(3件)	・幼虫発生河川数(単)、さなぎ発生河川数(単)について、一昨年度から昨年度は若干増加したが、今年度は微減している。 ・出前講座や衛生害虫等に関する相談については、要望があれば、その都度対応する。	・委託によるアカイエカの防除。 ・ヤブ蚊対策の啓発。 ・衛生害虫等に関する相談対応。	A	
				③家庭ごみ等の野外焼却の禁止	家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。	環境部	環境保全課	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	煙害等の通報があった際には職員が現場に行き、ごみ焼却をしないよう指導を行った。(68件)	今後も市民からの通報等に基づき、ごみを焼却しないよう指導を行っていく。	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	A	
				④身近な生活環境改善の啓発	生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。	環境部	環境政策課	生活環境に関する相談対応を行う。	生活環境に関する相談対応(100件)	苦情件数自体は若干増加傾向にある。引き続き生活環境に関する相談の対応をする。	生活環境に関する相談対応を行う。	A	
				⑤空き家等の適正管理	倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不全による影響から周辺住民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。	建設部	建築指導課	危険な空き家に対して解体費の助成を10件行う。	助成件数7件	今後も引き続き助成制度の周知を行う。	危険な空き家に対して解体費の助成を10件行う。	B	
				⑥不法投棄の防止対策	パトロールや市民からの通報等で発見した不法投棄ごみについては、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施します。	環境部	環境保全課	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみが発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	環境パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみが発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行った。	引き続き、パトロールを実施し、不法投棄ごみに対する排出者への指導やごみの回収を行っていく。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみが発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	A	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成30年度実績			令和元年度		取り組みに対する自己評価				
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入				
				(2)市民清掃活動の推進と支援	①清掃活動の推進	毎年6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。	環境部	環境保全課	6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援する。	・6/3に「県内一斉ふるさと美化活動」を実施した。(参加者627団体、44,064人) ・10月を「市民一斉清掃月間」として、自治会等の清掃活動を推進し、支援した。(参加者522団体、44,097人)	今後も「県内一斉ふるさと美化活動」や「市民一斉清掃月間」等の清掃活動を推進、支援していく。	県内一斉ふるさと美化活動(10月)や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。	A				
					②清掃ボランティアの支援	地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。	環境部	環境保全課	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	引き続き、地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行っていく。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	A				
					③安全な水道水の安定供給	①安全でおいしい水の確保	水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。	上下水道局	浄水課	水質事故0%を維持する。	H30年度:水質事故0%維持	今後も水質事故0%の維持に努めていく。	水質事故0%を維持する。	A			
					②水道フェアの開催等による啓発	市ホームページや出前講座、水道週間の期間中に開催する水道フェアの取り組みなどを通して、水道水の知識や水源の保全と監視の重要性などについて啓発を行います。	上下水道局	総務課	ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年10回以上の開催を目標値とする。	水道フェア開催済み(6/2) 出前講座H30年度実績:4回	出前講座の要望に対して随時開催し、水道のPRを行っていく。	ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年6回以上の開催を目標値とする。	C	出前講座の開催要望が想定を下回ったため。			
					③水道水の水質検査の実施	毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水道水の水質検査を実施するとともに、検査計画及び検査結果を随時公表し、水道水の水質の安定に努めます。	上下水道局	浄水課	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	毎月1回公表	今後もホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行っていく。	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	A				
				4-2 生活排水の対策	(1)下水等の処理	①公共下水道への接続率向上と適正管理	下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局	業務課	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	夜間訪問により、日中留守のお宅に対しても接続指導を行うことができた。夜間訪問件数120件中、面談件数95件。	引き続き、夜間訪問を実施し、接続に対する意識を高めていく。	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	A			
							②農業集落排水の適正管理	農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行います。	上下水道局	下水エネルギー推進室	放流水質基準内の排水を行う。	整備率94.1%	適正に処理を行っている。	より一層の注意を払って管理する。	放流水質基準内の排水を行う。	A	
							③市営浄化槽の設置と適正管理	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境衛生の改善を図るため、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市営浄化槽事業を推進します。	上下水道局	下水道工務課	市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基數100.0%を目指す。	整備率53.3%	申請に基づき設置工事を推進するとともに、未設置に個別訪問を行うなど普及啓発に努める。	市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基數100.0%を目指す。	A		
				4-3 地域環境の保全	(2)し尿等の処理	①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生センター	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施し、処理停止日数0を達成した。	今後も処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施し、処理停止日数0を達成していく。	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	A			
							①監視測定の実施	市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供します。	環境部	環境保全課	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	測定調査を実施し、結果をホームページやe-ガイドで公表した。	今後も計画どおり測定調査を実施し、結果を公表していく。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	A		
								②公害等の発生防止対策	事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施します。	環境部	環境保全課	事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を行う。	事業所等に対する指導や立入調査(55件)を実施した。	今後も計画どおり事業所等に対する指導や立入調査を実施していく。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	A	
				②水質汚染への対応	河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	農林水産部	農村環境課		迅速に対応する。	今年度は油流出3件、洗剤流出1件が発生し、迅速に対応を行った。 その中で、洗剤流出については、魚のへい死が発生したが、関係機関と連携し対応を行った。	今後も継続する。	迅速に対応する。	B				
建設部	河川砂防課	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施した。			今後も取り組み計画どおり進めていく。	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。	B									
環境部	環境保全課	・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行う。 ・水質事故が発生した場合には、関係機関等と連携して対応する。	・事故対応件数 油流出17件、魚のへい死7件、ほか10件 ・嘉瀬川水系協議会による情報伝達演習を実施した。(7/25) ・筑後川水系協議会及び嘉瀬川水系協議会開催の水質事故対応訓練に参加した。(筑後川11/9、嘉瀬川11/22)			今後も伝達訓練や事故対応訓練を実施していく。	・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行う。 ・水質事故が発生した場合には、関係機関等と連携して対応する。	A									
③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導	家畜のふん・尿の不適正な管理による悪臭や水質汚染の発生を防止するため、農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、堆肥として農地に還元するなどの適正処理を行うよう指導します。また、堆肥の発酵促進及び農産物の高付加価値化を図るための取り組みを推進していきます。	農林水産部	農業振興課	飼料生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	生産組合長等を集めて実施した経営所得安定対策の説明会において、耕畜連携助成等についても説明し、多数の農業者が取り組みを行った。	生産組合長等を集めての説明会で、耕畜連携助成等の推進を行っていたが、農家等から簡略化してほしい旨の申し出もあり、説明会を開催するか再検討を行う。農家への周知は、手法を検討しつつ継続する。	生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	B									
	企画調整部	バイオマス産業推進課															
④麦わら・稲わらのすき込み利用等によるわら焼却の抑制	麦わら・稲わらのすき込みや、畜産農家との連携による飼料・敷きわら等としての利用を促進することで、わら焼却を抑制し、環境や人への煙害を防ぎます。	農林水産部	農業振興課	麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	麦わら、稲わらの有効活用に関するチラシの窓口設置や生産組合長等を集めての説明会等で麦わら有効利用について説明を行い、取り組みを推進した。	生産組合長等を集めての説明会で、麦わら有効活用の推進を行っていたが、農家等から簡略化してほしい旨の申し出もあり、説明会を開催するか再検討を行う。農家への周知は、手法を検討しつつ継続する。	麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	B									
	(3)化学物質への対策	①市の事業における化学物質対策	施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。	環境部	環境保全課	化学物質の使用に関するガイドラインの周知と、薬剤使用実態調査を行う。	・庁内の薬剤使用実態調査を行った。(7～8月) ・薬剤使用実態調査結果に基づき、ガイドラインの周知と薬剤の適正使用の啓発を図った。 ・県主催の農業適正使用説明会(12月)への参加を庁内に促した。	今後もガイドラインの周知や薬剤使用実態調査を実施していく。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	A							
②学校における適切な環境の維持及び改善			児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規準に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しもしています。	教育部	学事課	揮発性有機化合物の検査を実施する。(全市立小中学校・各2箇所)	夏休み期間に、市立小中学校104箇所ホルムアルデヒド等の検査を実施した。	室内空気中のホルムアルデヒド等の濃度を下げるには、換気を十分に行うことなど運用面での対応(換気扇の稼働、吸気確保等)に係る注意喚起を行った。	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)	B							